

1 二類感染症患者入院診療加算(250点 ※令和5年3月は147点に減額)

新たな算定要件は以下のとおりとなります。現在の対応状況を確認いただき、該当しない医療機関は①～④までの算定要件のいずれかを満たさなければなりません。(複数を満たす必要はありません。)

すでに④の診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している医療機関は、今回の要件変更に対する対応は必要ありません。

また、算定に当たっては、該当することとなった日の属する週の初日(月曜日)から算定することができます。

- ① 令和4年10月13日以降、新たに、診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関である場合。

対応方法

現在、「診療・検査医療機関」に登録をしていない医療機関は、新たに東京都の診療・検査医療機関に登録してください。登録を行えば②～④の要件は満たさずとも算定は可能となります。

- ② 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間が、令和4年10月13日時点の公表時間と比べ、一週間あたり30分以上拡充している場合。

対応方法

現在の診療・検査医療機関として登録している診療・検査対応時間を一週間あたり30分以上拡充し、変更届の「変更後の診療内容」の時間を30分以上加えて東京都に申請してください。(別紙「変更申請記入例」※1参照)

- ③ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降に、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合。

対応方法

現在の診療・検査医療機関として対応可能な対象者について、「2. 自院患者のみ」で登録している医療機関は、「1. 自院患者に加え、相談センター等からの紹介患者」に変更し、変更届を提出してください。既に初診患者を受け入れている場合は対象とはなりません。(別紙「変更申請記入例」※2参照)

- ④ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している場合。

なお、「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

対応方法

現在、診療・検査医療機関として登録をしている1週当たりの診療・検査対応枠が週に8枠未満の場合、変更届の「変更後の診療内容」を8枠以上に変更して、東京都に申請してください。(別紙「変更申請記入例」※3参照)

2 電話や情報通信機器により、重症化リスクの高いコロナ患者を診察した場合(147点)

従前の当該加算の算定要件を満たしていることに加え、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表しており、かつ、季節性インフルエンザに対応する体制を有している保険医療機関であって、以下のいずれかに該当する場合に限り、令和5年3月31日までの間は、一連の診療において初回の電話等診療に限り、当該加算を算定することができる。

- ① 令和4年11月1日以降、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した保険医療機関である場合。
- ② 令和4年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた保険医療機関であって、
 - ・ 1週間に8枠以上、かつ
 - ・ 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合。なお、「1週間に8枠以上」とは、④と同様である。

対応方法（①②共通）

診療・検査医療機関として登録しない場合（別紙「参考1」を参照してください）

電話や情報通信機器を用いた診療を開始したことを、自院のホームページで公表し、東京都に「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」を提出してください。公表には、②で求められている「電話や情報通信機器を用いた診療」の対応曜日、対応時間等の記載も必要です。

診療・検査医療機関として登録する場合

診療・検査医療機関に新たに申請する医療機関又はすでに登録済みの医療機関は、新規登録又は変更申請を行うこととなります。「遠隔診療（電話診療、オンライン診療）の実施の有無」で、「1実施している」を☑していただき、対応可能時間を8枠かつ通常診療時間外の時間又は土曜・休日の3時間以上としなければなりません。（別紙「変更申請記入例」※4参照）

診療・検査医療機関の変更申請を提出していない場合であっても、自院のホームページに別紙「参考1」の内容が記載している場合は、算定は可能となります。

診療・検査医療機関の新規・変更申請は、下記URLからログインしてください。

<https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>

臨時的取扱い（その79）に関する確認事項

本通知の疑義について関東信越厚生局東京事務所に確認した事項については、以下のとおりとなります。

確認した事項

問1【二類感染症患者入院診療加算（250点）】

二類感染症患者入院診療加算（250点）の本文に、「患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があるとき」とあるが、これは、初診料を算定する時のみ算定可能ということか？

回答

新型コロナウイルス感染症の医学的な初診の場合には算定可能。既に通院している患者が新型コロナウイルス感染症の疑いで受診した場合（再診患者）にも算定は可能。

問2【二類感染症患者入院診療加算（250点）】

通知の問1の②又は③について、②は診療時間の拡充であり、③は新たに新患を受け付ける場合であるが、新患を受け付けていない医療機関で、10月13日以前は、診療・検査対応時間を全ての曜日で空欄としていた登録を、例えば、金曜日の17時30分～18時00分を診療・検査対応時間としてかかりつけ患者のみに限定したまま、新たに登録した場合でも②に該当し算定は可能か？

回答

②に該当し算定可能。新たに登録した診療・検査対応時間の時間においても、既に受診歴のある患者の疑い患者のみを受け付けることになる。また、新患を受け付けていない医療機関で、診療・検査対応時間を登録済である場合、診療・検査対応時間を拡充した場合でも算定は可能。

問3【二類感染症患者入院診療加算（250点）】

通知の問1の④の「8枠」とは、例えば「17時から17時30分」と「18時から18時30分」を合計し2枠とし、4日間でいいのか？
また、枠の時間は何分でもいいのか？

回答

通知の例題には、午前・午後となっており、また、東京都の診療・検査医療機関の申請・変更申請では「午前」1枠、「午後」1枠しか入力できない仕様となっている。このため、現段階では、午前2枠も午後2枠も認められない。

また、枠の時間の規定はない。

確認中の事項

問4【二類感染症患者入院診療加算（250点）】

通知の間1に「以下のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日（月曜日）から、当該加算を算定することができる。」とあるが、疑い患者の場合「検査・判断料」しか公費とならない。

この為、仮に、算定要件に該当していない、月曜日に疑いで発熱外来を受診した患者は、初診料288点、院内トリアージ料300点、鼻腔・咽頭拭い液採取25点の合計613点が保険診療となり、一部負担金は1,840円（3割負担の場合）を徴収するが、水曜日に算定要件の該当となった場合、遡ってこの患者に250点が加算され、一部負担金は2,590円となり750円の差額が生じる。この差額を改めて患者から徴収することになるのか？

（SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）700点、微生物学的検査判断料150点の850点等は公費のため一部負担は無い）

回答

確認中

「診療・検査医療機関」の指定に係る申請受付

申請受付メニュー

[ログアウト](#)

パスワード変更

※パスワードを変更して下さい。

新規申請受付

※新規申請の受付は、完了いたしました。
なお、申請内容を参照する場合は、変更申請受付ボタンをクリックして下さい。

変更申請受付

ここをクリック
してください

ゴールデンウィークに診療を実施する
「診療・検査医療機関」の実績報告

(稼働時間未登録)

事前登録完了後 手続きマニュアル

8月お盆期間に診療を実施する「診療・
検査医療機関」の実績報告

(稼働時間登録済、他の申請書類の郵送が別途必要です)

(注) 終了時は、右上のログアウトをクリックして下さい。

(注) ブラウザの戻る、進む、更新は使用しないでください。

変更申請

診療・検査医療機関登録申請項目

東京都ホームページに掲載されている申請サイトにて、以下の項目を入力して申請してください。

1. 基本情報

	変更後の申請内容	前回の申請内容
申請年月日	令和4年11月1日	令和3年3月30日
医療機関の名称	あいうえお機関AB	あいうえお機関AB
医療機関の郵便番号・住所	〒 001 - 0002 都道府県：東京都 市区町村： 新宿区aB 市区町村以降の住所： 市ヶ谷船河原町1番地1CD	〒001-0002 都道府県：東京都 市区町村：新宿区aB 市区町村以降の住所：市ヶ谷船河原町1番地1CD
医療機関の電話番号	03123456781E	03123456781E
保険医療機関番号 ※半角数字のみで入力してください (ハイフン等の記号なし)。 ※最初の2桁が全国地方公共団体コードの都道府県コード(東京都は「13」)、3桁目が点数表番号(医科は「1」)、下7桁が医療機関番号になります。	1231231239	1231231239
(担当者の所属及び) 氏名 ※自院の情報を入力してください。	所属： 所属 1 2 3 4 氏名： 氏名 2 3 4 5	所属：所属 1 2 3 4 氏名：氏名 2 3 4 5
(担当部署) 電話番号 ※自院の情報を入力してください。 ※半角ハイフンありの電話番号形式(000-0000-0000)で指定してください。	03-****	03-****
(担当部署) メールアドレス ※自院の情報を入力してください。	f_komatsu@tkpco.co.jp	f_komatsu@tkpco.co.jp
医師会に加盟している場合は加盟医師会	◆盟医師会	◆盟医師会
実施内容 ※該当するものを選択してください。 (複数回答可) 指定を受けるには、1の選択は必須です。コロナ検査を実施する場合は2も選択してください。 検査を実施する場合は、検査方法及び取扱検体を選択してください。(複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.発熱患者を診療 <input checked="" type="checkbox"/> 2.コロナ検査を実施 (検査方法) <input checked="" type="checkbox"/> ア.PCR検査 <input checked="" type="checkbox"/> イ.抗原定量検査 <input type="checkbox"/> ウ.抗原定性検査(簡易キット) (取扱検体) <input type="checkbox"/> ア.鼻咽頭 <input checked="" type="checkbox"/> イ.鼻腔 <input checked="" type="checkbox"/> ウ.唾液 <input type="checkbox"/> エ.その他	<input type="checkbox"/> 1.発熱患者を診療 <input type="checkbox"/> 2.コロナ検査を実施 (検査方法) <input type="checkbox"/> ア.PCR検査 <input type="checkbox"/> イ.抗原定量検査 <input type="checkbox"/> ウ.抗原定性検査(簡易キット) (取扱検体) <input type="checkbox"/> ア.鼻咽頭 <input type="checkbox"/> イ.鼻腔 <input type="checkbox"/> ウ.唾液 <input type="checkbox"/> エ.その他
コロナ検査について、東京都との行政検査の契約締結状況 ※現在の契約締結状況を選択してください(集合契約を含む)。	<input checked="" type="radio"/> 1.締結済 <input type="radio"/> 2.未締結	【締結済】
コロナ検査について、都への登録状況 ※該当番号を選択の上、有の場合どちらかを選択してください。	<input checked="" type="radio"/> 1.有 <input checked="" type="radio"/> ア.東京都感染症診療協力医療機関 <input type="radio"/> イ.帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関 <input type="radio"/> 2.無	【有】 ア.東京都感染症診療協力医療機関
インフルエンザ検査実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 1.有	【有】

1~ 3の変更申請は、いずれか1つで算定は可能となります

変更申請内容

2
問1の過去に通院歴のない患者も拡充する医療機関は、「2の自院のみ」の回を、1自院患者に加え、相談センター等からの紹介患者に追加、相談センター等からの紹介患者に追加してください。

※該当番号を選択の上、有の場合は検査方法を選択してください。(複数回答可)

対象者
※受診・相談センターや地域の相談対応医療機関からの紹介患者、自院のかかりつけ患者、濃厚接触者の各々について対応するものを選択してください。(複数回答可)

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)で濃厚接触者と判定された方の診療・検査の対応の可否

発熱相談センターから患者への案内時、インターネット上でHPから予約を行う旨の案内を希望するかご回答ください。

オンライン予約用ページアドレス

ア.鼻咽喉頭スワブ
イ.鼻かみ液
ウ.その他
○2.無

1.自院患者に加え、相談センター等からの紹介患者
2.自院患者のみ
3.濃厚接触者(COCOA等)

4.小児患者に対応可(両方選択不可)
4-1.小児と成人の両方について診療対応可
4-2.小児のみ診療対応可、成人患者等は診療対応不可

5.妊婦患者に対応可(両方選択不可)
5-1.妊婦及びそれ以外の患者(男性等)も診療対応可
5-2.妊婦のみ診療対応可、それ以外の患者(男性等)は対応不可

●ア.鼻咽喉頭スワブ
●イ.鼻かみ液
ウ.その他

1.自院患者に加え、相談センター等からの紹介患者
●2.自院患者のみ
3.濃厚接触者(COCOA等)
4.小児患者に対応可
4-1.小児と成人の両方について診療対応可
●4-2.小児のみ診療対応可、成人患者等は診療対応不可
5.妊婦患者に対応可
5-1.妊婦及びそれ以外の患者(男性等)も診療対応可
●5-2.妊婦のみ診療対応可、それ以外の患者(男性等)は対応不可

●1.対応可 ○2.対応不可

【対応可】

○1.希望する ○2.電話予約のみ or 希望しない

【対象者が1.自院患者に加え、相談センター等からの紹介患者でないため、無回答】

https://a

https://a

	変更後の申請内容				前回の申請内容		
	曜日	午前	午後	合計	午前	午後	合計
発熱患者専用の診療・検査時間曜日ごとの稼働時間 ※合計欄に曜日ごとの1日あたりの稼働時間を記入してください。分単位で小数点となる場合は、何分を60で割り小数点1桁まで入力(第2桁を四捨五入)してください。診療・検査の稼働時間が同一ではない場合は、いずれかが稼働している時間の合計を入力してください。 ※1日あたりの対応可能患者数を入力してください	月	10時30分から 12時30分まで	17時30分から 19時30分まで	4時間 8人	10時00分から 12時00分まで	17時00分から 19時00分まで	4時間 8人
	火	10時30分から 12時30分まで	15時00分から 19時00分まで	6時間 12人	10時30分から 12時00分まで	時分から 時分まで	2時間 4人
	水	時分から 時分まで	15時00分から 19時00分まで	4時間 8人	時分から 時分まで	15時00分から 19時00分まで	4時間 8人
	木	時分から 時分まで	時から 時分まで	時間 人	時分から 時分まで	時から 時分まで	時間 人
	金	9時30分から 12時30分まで	17時30分から 19時30分まで	5時間 10人	時分から 時分まで	17時30分から 19時30分まで	2時間 4人
	土	10時30分から 12時30分まで	時から 時分まで	2時間 4人	時分から 時分まで	時から 時分まで	時間 人
	日	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 人	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 人

上記診療・検査日時が祝日の場合
●1.通常どおり診療
○2.休診

対応できる外国語(任意)
※最大80文字

指定解除
対応できる外国語(任意)※最大80文字
解除テストAB

【通常どおり診療】

指定解除
対応できる外国語(任意)※最大80文字
解除テストAB

備考
※最大500文字まで、こちらの備考欄は関係者にも共有され、一般には公開されません。

3
問1の8枠については、前回の申請内容が8枠に満たない場合は、変更後の申請内容を8枠以上に更新してください。(週間の合計が10月13日時点より30分以上充実していなくても算定は可能です。)

1
問1の10月13日の時点の公表時間と比べて30分以上充実していることについては、前回の申請内容の合計欄の集計と、変更後の申請内容の合計欄の集計の差が30分以上となるように申請してください。(8枠以上でなくとも算定は可能です。)

注：人数等是对应可能な状況であり、実際の診療状況によっては、人数等の対応を満たさない場合でも問題はありませぬ。

システムテスト用アカウント aaaa0419 令和4年1月12日 令和4年7月26日 令和4年7月27日 令和4年7月28日 令和4年9月12日
--

2. 指定要件について：以下○を満たす必要があります。対応できていることを確認してチェックをいれてください。
(4、5は該当する場合のみ)

		変更後の申請内容	前回の申請内容
施設要件 ※確認の上、チェックをいれてください。指定を受けるには、右の要件が確保されている必要があります	1. 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	●
	2. 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。	<input checked="" type="checkbox"/>	●
	3. 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	●
	4. 検査を行う場合には、都と行政検査の委託契約を締結していること。（今後締結予定の場合も含む）	<input checked="" type="checkbox"/>	●
	5. 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	●

3. 薬の取り扱いについて

中和抗体薬の取り扱い	<input checked="" type="radio"/> 1. 中和抗体薬を取り扱っている <input checked="" type="checkbox"/> 1. ロナブリーブ <input type="checkbox"/> 2. ゼビュディ <input checked="" type="checkbox"/> 3. エバシールド <input type="radio"/> 2. 中和抗体薬を取り扱っていない
経口治療薬の取り扱い	<input checked="" type="radio"/> 1. 経口治療薬について、院内処方又は院外処方（処方せんの発行）が可能 <input type="checkbox"/> 1. ラゲブリオ <input checked="" type="checkbox"/> 2. パキロビット <input type="radio"/> 2. 経口治療薬の処方不可

4. 遠隔診療（電話診療、オンライン診療）の実施の有無

遠隔診療（電話診療、オンライン診療） ※実施している場合は、下欄の申込方法・対応可能時間・支払方法を記入ください。（入力必須）	<input checked="" type="radio"/> 1. 遠隔診療（電話診療、オンライン診療）を実施している <input checked="" type="checkbox"/> 1. 初診 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 再診 <input type="radio"/> 2. 遠隔診療（電話診療、オンライン診療）を実施していない
申込方法 ※最大30文字 (例) 電話予約、web予約	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4 問3 の1つ目の・1週間に8枠以上については、対応可能時間の内容が、1週間に8枠であること。</div>
対応可能時間 ※最大80文字 (例) 月、火、水、金 9:00~12:00、15:00~21:00 土 13:00~18:00 (金日は休診)	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4 問3 の2つ目の・診療時間外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上については、対応可能時間の集計が、1週間の診療時間より3時間以上多いか、土曜日・休日に3時間以上診察すること。</div>
支払方法 ※最大30文字 (例) クレジットカード、銀行振込、医療機関での窓口決済	

4
問3の「電話や情報通信機器を用いてコロナ患者の診療が可能なことを自治体のホームページで公表しており」を申請するには、1遠隔診療、初診、再診に回答する必要があります。

5. 抗原定性キットの配布

変更申請内容

キットの配布の実施の有無

※キット配布の意向がある場合は1、ない場合は2を選択ください。
 ※実施する場合は、下欄の対応可能時間をご記入ください（入力必須）

- 1.キットを配布
2.キットを配布していない

対応可能時間 ※最大80文字

(例) 月～水9:00～12:00、土日10:00～12:00（木金は休診）

(例) 月～水9:00～12:00、土日10:00～12:00（木金は休診）

配布した人が陽性だった場合の遠隔診療
 （電話診療・オンライン診療）の実施の有無

※実施する場合は、下欄の対応可能時間をご記入ください（入力必須）

- 1.遠隔診療を実施
2.遠隔診療を実施していない

対応可能時間 ※最大80文字

(例) 月～水9:00～12:00、土日10:00～12:00（木金は休診）

対応可能時間 ※最大80文字

6. 患者向け備考欄（こちらの備考欄は都HPに掲載れ、一般の方に公表されます。）

※最大80文字、エンターキーによる改行はエラーの原因になるため改行せずにご記入ください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 あいうえお5

戻る

確認画面へ

参考 1

診療検査医療機関に登録をしない医療機関で、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院のホームページで公表する一例です。

赤の破線の部分の公表が必要です。この表では、外来診療時間と比べて、診療時間外の合計も土曜日の診療時間も3時間としています。

○×△クリニック

お問い合わせはこちらから
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

内科 / 消化器科 / 整形外科 / 循環器科 / 泌尿器科 / 婦人科 / 各種検査 / 健診・人間ドック

- HOME
- クリニックについて
- 診療科のご案内
- 各種検査のご案内
- 健診/ドック/予防接種
- 情報提供ページ

クリニックについて

- 院長からのごあいさつ
- 診療時間のご案内
- アクセス
- 職員の募集について

診療時間のご案内

外来診療時間（一部予約制）

	月	火	水	木	金	土
9時～13時 (婦人科：9時30分～12時30分)	内科	内科 婦人科	内科	内科 婦人科	内科	内科
14時～18時 (内科：14時30分～)	内科 整形外科	内科 乳腺 整形外科	内科	内科 整形外科	内科 泌尿器科	循環器科※

■最終受付時間は診療終了10分前です。
■日曜・祭日は休診です。
※循環器科は、月1回予約制で行っています。

電話や情報機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診察について

当院では電話や情報機器を用いて、新型コロナウイルス感染症を行っております。対応可能な時間は下記のとおりとなります。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	10:00 ～12:00	10:00 ～12:00	/	/	10:00 ～12:00	9:00 ～12:00	/
午後	15:00 ～19:00	15:00 ～18:30	15:00 ～18:30	/	15:00 ～19:00	/	/

説明：通常の診療時間は18時までであるから、月曜日は1時間、火曜日と水曜日は30分、金曜日は1時間で合わせて3時間となる。また土曜日についても3時間の診療となっている。

【参考】

事務連絡
令和4年10月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その79）

新型コロナウイルス感染症の臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その77）」（令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、令和4年10月31日までの間算定できることとされている二類感染症患者入院診療加算（250点）に関して、令和4年11月1日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

(答) 「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合であって、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があるときに、当該保険医療機関が以下のいずれかに該当する場合に限り、令和5年2月28日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

なお、以下のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日（月曜日）から、当該加算を算定することができる。

- ① 令和4年10月13日以降に、新たに、診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関である場合。
- ② 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間が、令和4年10月13日時点の公表時間と比べ、一週間あたり30分以上拡充している場合。
- ③ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降に、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合。
- ④ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している場合。

なお、「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

問2 問1において、問1に該当する場合に限り、令和5年2月28日までの間は、引き続き二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できることとされているが、令和5年3月1日以降の取扱いについて、どのように考えれば良いか。

(答) 問1において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新

型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合であって、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があるときに、当該保険医療機関が問1①から④までに該当する場合においては、令和5年3月31日までの間は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3に掲げる電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数（147点）を算定できる。

この場合において、「問1①から④までに該当する場合」とは、問1①から④まで中、「令和4年11月1日」とあるのは「令和5年3月1日」と、「令和4年10月31日」とあるのは「令和5年2月28日」と読み替えた場合にそのいずれかに該当する場合を含むものとする。

<参考>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その77）」（令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その72）」

（令和4年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、令和4年9月30日までの間算定できることとされている二類感染症患者入院診療加算（250点）に関して、令和4年10月1日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

（答）令和4年10月31日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その72）」（令和4年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）」（令和4年3月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、令和4年7月31日までの間算定できることとされている二類感染症患者入院診療加算（250点）に関して、令和4年8月1日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

（答）令和4年8月1日から9月30日までの間は、当該保険医療機関において患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合に、当該点数を算定することができる。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）」（令和4年3月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に、令和4年3月31日までの措置として、「新型コロナウイ

ルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）における二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できるとされているが、令和4年4月1日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和4年7月31日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その77）」（令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の間2において、令和4年10月31日までの間算定できるとされている電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数（147点）に関して、令和4年11月1日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）従前の当該加算の算定要件を満たしていることに加え、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表しており、かつ、季節性インフルエンザに対応する体制を有している保険医療機関であって、以下のいずれかに該当する場合に限り、令和5年3月31日までの間は、一連の診療において初回の電話等診療に限り、当該加算を算定することができる。

- ① 令和4年11月1日以降、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した保険医療機関である場合。
- ② 令和4年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた保険医療機関であって、
 - ・ 1週間に8枠以上、かつ
 - ・ 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合。
なお、「1週間に8枠以上」とは、問1④と同様である。

<参考>

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その77）」（令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その72）」（令和4年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の間2において、令和4年9月30日までの間算定できるとされている電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数（147点）に関して、令和4年10月1日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和4年10月31日までの間は、引き続き、当該点数を算定することができる。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その72）」（令和4年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その70）」（令和4年4月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、令和4年7月31日までの間算定できることとされている電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数(147点)に関して、令和4年8月1日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

(答) 令和4年8月1日から9月30日までの間は、引き続き、当該点数を算定することができる。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その70）」（令和4年4月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」（令和3年8月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡）問1において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、医師が電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）における二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できるとされているが、令和4年5月1日から令和4年7月31日までの間に、重症化リスクの高い者（「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の2に掲げる「重点的に健康観察を行う対象者」をいう。以下同じ。）に対して、保健所等から健康観察に係る委託を受けている保険医療機関又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関の医師が、電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3に掲げる電話等による療養上の管理に係る点数(147点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 自宅・宿泊療養を行っている者であり、かつ、重症化リスクの高い者に対して、医師が電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。